

平成25年中の利用状況、 信用保証制度への対応

全銀電子債権ネットワーク

● 1 はじめに

平成26年を迎え、でんさいネットも平成25年2月18日の開業以来、約1年が経過しようとしている。

今回は、平成25年中の利用状況を振り返るとともに、平成25年9月20日に施行された小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（以下「小規模企業活性化法」という）に関連して、信用保証制度への対応について解説する。

● 2 平成25年中の利用状況

平成25年12月末日時点の「でんさいネット請求等取扱高」は別表のとおりである。

(1) 利用者登録数

利用者登録数は32万社を超えており、利用者間のでんさい取引の環境整備がかなり進んだことがうかがえるが、全国で事業活動を行う法人および個人事業者が412万社以上存在すること（総務省統計局「平成24年経済センサス－活動調査」より）を踏まえると、平成26年中も引き続き増加し続けると思われる。

(2) 発生記録請求数・月末残高金額

発生記録請求数は、平成25年7月中に月間1万件を超えた後増加を続け、平成25年12月には月間3万1281件に達している。利用者登録数と比較すると、まだ利用件数は少ないが、債務者と債権者との、または譲渡人と譲受人との双方

がでんさいネットの利用者でなければでんさい取引をすることができないこと等を踏まえると、少なくとも開業初期においては、利用者登録数が各種電子記録の請求数を上回ることは起こり得る状況であると考えている。

引き続き、利用者登録数の増加などでんさい取引の環境整備が進めば、さらに発生記録請求数が増加することが期待される。

なお、月末残高金額については、平成25年10月以降、毎月1000億円以上増加しており、平成25年12月末日時点では7245億円に達している。

(3) 譲渡記録請求数・分割記録請求数

譲渡記録請求数は、平成25年12月中に月間5685件となっており、前月比130%程度の増加率で推移している。このうち、参加金融機関向けの譲渡記録請求数が約7割程度を占めており、割引等の資金調達手段としてでんさいが活用されていることがうかがえる。

でんさいのメリットの1つである分割記録請求数については、平成25年12月中でも月間1025件にとどまっており、実際の活用事例はまだ少ない。

● 3 信用保証制度への対応

平成25年9月20日に小規模企業活性化法が施行され、電子記録債権割引等についても信用保証制度の対象債権として取り扱われることになった。これにより、債権者が保有するでんさいについて金融機関に割引等の依頼をするとき

【別表】 でんさいネット請求等取扱高（平成25年12月分）

	1. 利用者登録状況		2. でんさいネット請求等取扱高						
	利用者登録数 (注1、2) (社)	利用契約 件数 (注1、3) (件)	発生記録請求		月末 残高金額 (注4、5) (百万円)	譲渡記録請求		分割記録請求(注6)	
			件数 (件)	金額 (注4) (百万円)		件数 (件)	金額 (注4) (百万円)	件数 (件)	金額 (注4) (百万円)
平成25年2月	45,583	59,960	36	1,832	1,819	2	4	0	0
平成25年3月	124,464	152,444	370	6,811	8,439	26	349	10	189
平成24年度累計	-	-	406	8,643	-	28	353	10	189
平成25年4月	157,884	195,542	1,744	19,274	25,336	136	1,424	23	690
平成25年5月	187,530	234,115	3,989	34,434	55,270	410	4,105	91	1,830
平成25年6月	212,996	268,228	6,739	54,117	100,940	800	8,653	133	2,567
平成25年7月	238,172	302,524	10,411	85,829	170,877	1,389	11,299	252	3,231
平成25年8月	257,266	328,573	13,478	105,611	252,386	1,931	17,404	338	4,088
平成25年9月	285,151	365,593	16,270	121,566	338,927	2,675	27,992	436	5,891
平成25年10月	299,782	386,212	23,147	168,246	446,844	3,463	28,923	623	7,848
平成25年11月	310,423	401,481	27,346	209,167	582,129	4,290	36,749	810	10,135
平成25年12月	321,830	417,827	31,281	242,623	724,532	5,685	62,163	1,025	14,790
平成25年度累計	-	-	134,405	1,040,867	-	20,779	198,712	3,731	51,071

	3. 支払不能処分制度運用状況		
	支払不能でんさい(注7)		取引停止処分 件数 (件)
	件数 (件)	金額 (注4) (百万円)	
平成25年2月	0	0	0
平成25年3月	0	0	0
平成24年度累計	0	0	0
平成25年4月	0	0	0
平成25年5月	0	0	0
平成25年6月	0	0	0
平成25年7月	0	0	0
平成25年8月	0	0	0
平成25年9月	0	0	0
平成25年10月	0	0	0
平成25年11月	0	0	0
平成25年12月	1	1	0
平成25年度累計	1	1	0

- (注1) 「利用者登録数」および「利用契約件数」は、各月末時点の累計。
- (注2) 「利用者登録数」は、同一の利用者が複数の利用契約を締結している場合に、同一の利用者の単位で名寄せを行った結果の数（各月末時点の累計）。
- (注3) 「利用契約件数」は、利用契約件数の総数（各月末時点の累計）。
- (注4) 「金額」は、単位未満四捨五入した金額。
- (注5) 「月末残高金額」は、各月末時点の残高金額。
- (注6) 「分割記録請求」は、でんさいの一部金額を分割し、譲渡する記録請求。
- (注7) 「支払不能でんさい」の件数および金額は、債務者の信用に関する事由（第1号支払不能事由）および債務者の申出により口座間送金決済を中止することができる事由（第2号支払不能事由）の件数および金額の合計。

に信用保証制度を利用することが可能になり、でんさいの活用機会が広がることが期待されている。この信用保証制度の利用にあたっての留意点を解説する。

(1) 保証形態等

保証人が電子記録債権に係る債務を保証する

場合には、電子記録保証人として保証記録を記録する方法と民法上の保証契約を締結する方法（別途、保証契約書を締結する方法）とが考えられるが、信用保証協会が信用保証制度の一環で電子記録債権割引等に係る債務を保証する場合には、民法上の保証契約（信用保証書）を締結する

結することで行う。したがって、保証人である信用保証協会は、電子記録債権の電子記録上、保証した時点では表示されない。

なお、信用保証協会の保証対象債務は、割引した電子記録債権の買戻債務である。したがって、ノンリコース型の電子記録債権の譲渡は、保証対象債務となる買戻債務が存在しないため信用保証の対象外であるが、でんさいネットでは、譲渡記録に保証記録が随伴するリコース型を原則的な取扱いとしているので、多くのでんさいは信用保証を利用可能である。

(2) 代位弁済時の対応

割引依頼人が金融機関の買戻請求に応じることができない場合など、信用保証協会が代位弁済したときには、金融機関は、信用保証協会に電子記録債権を譲渡する。したがって、信用保証協会は、代位弁済に伴い求償権を取得するとともに、電子記録債権も取得する。

この譲渡記録が記録されることにより、信用保証協会は電子記録債権の電子記録上、債権者として表示される。

(3) 代位弁済後の対応

信用保証協会が求償権を行使し、割引依頼人や電子記録債権の主たる債務者が支払に応じた場合において、当該支払をした割引依頼人等が支払等記録を希望するときには、信用保証協会に支払等記録を請求するように依頼する。当該依頼を受けた信用保証協会は、窓口金融機関を通じて支払等記録を請求し、支払等記録が記録される。

この支払等記録が記録されることにより、割引依頼人が支払をした場合には、当該割引依頼人は特別求償権を取得し、また電子記録債権の主たる債務者が支払をした場合には、当該電子記録債権は消滅することになる。